

佐倉市補助金検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 補助金等の交付に際し、その必要性と効果について点検し、透明で公正な財政運営を推進するため佐倉市補助金検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の委員は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 補助事業等交付基準の見直し等に関すること。
- (2) 補助金等に係る改善すべき事項に関すること。
- (3) その他補助金等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募委員
- (3) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、令和5年5月から12月までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会議を進行する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員会の指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財政部財政課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成23年1月26日決裁22佐財第455号）

この要綱は平成23年1月26日から施行する

附 則（平成25年10月1日決裁25佐財第347号）

この要綱は平成25年10月1日から施行する

附 則（平成30年9月28日決裁30佐財第252号）

この要綱は平成30年9月28日から施行する

附 則（令和5年3月15日決裁佐財第624号）

この要綱は、令和5年3月15日から施行する